

平成二十一年三月五日提出  
質問第一九〇号

フランスの教科書における竹島の表記変更に係る外務省の対応等についての同省の説明等に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

フランスの教科書における竹島の表記変更に係る外務省の対応等についての同省の説明等に関する質問主意書

「政府答弁書」（内閣衆質一七一第一四三号）を踏まえ、質問する。

一 我が国が抱える領土問題の一つである竹島に関し、フランスの出版社「アティエ」が中学生向け歴史教科書（以下、「教科書」という。）の次回の改訂版において、竹島の地図表記を独島と改める意向を示していることにつき、これまでの答弁書では、在大韓民国日本国大使館（以下、「在韓国大使館」という。）が「教科書」の表記変更を最初に察知したことが明らかにされている。先の質問主意書で、「教科書」の表記変更を最初に察知した「在韓国大使館」より、中曽根弘文外務大臣に対する報告はいつ行われ、またその報告の後、中曽根大臣よりどのような指示が下されたか、中曽根大臣から下された指示内容は、はじめ、政府部内での検討内容等について明らかにすることで、事務の遂行に支障を来すというのなら、「在韓国大使館」よりいつ中曽根大臣に報告がなされたのか、右一点のみ明らかにされたいと問うたところ、「政府答弁書」でも「今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ等があり、お答えすることは差し控えたい。」との答弁がなされ、何ら事実関係が明らかにされていらない。中曽根大臣に対する「教科

書」の表記変更に関する報告はいつ行われたか、また右の報告を受けてから中曽根大臣よりどのような指示が下されたか、なぜ右の点を明らかにすることが「今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼす」ことになるのか。当方としては、その論理的連関性が理解できないところ、外務省がその様に考える論理を説明されたい。

二 中曽根大臣は「教科書」の表記変更を承知しているか。

三 先の質問主意書で、在フランス日本国大使館（以下、「在フランス大使館」という。）が「教科書」の表記変更を最初に知ったのはいつか、また、それをどの様にして知ったかと問うたが、「政府答弁書」では何ら明確な答弁がなされていない。外務省が右の点を明らかにしないのはなぜか。

四 「在フランス大使館」は、「在韓国大使館」より連絡を受けて「教科書」の表記変更を察知したのか。

五 先の質問主意書で、「在フランス大使館」が最初に「教科書」の表記変更を察知できなかったのはなぜかと問うたが、「政府答弁書」では何ら明確な答弁がなされていない。外務省が右の点を明らかにしないのはなぜか。

六 これまでの答弁書で外務省が「外務省においては、竹島に関する不適切な表記等の確認に努めてきてい

る」としていることにつき、先の質問主意書で右の「竹島に関する不適切な表記等」が見つかった事例はあるか、あるのなら、直近の事例三件を挙げ、それらに対して外務省がどの様な対応をとったのか、詳細に説明されたいと問うたところ、「政府答弁書」では「お尋ねの『直近の事例三件』については、今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ等があり、お答えすることは差し控えたい。」との答弁がなされているが、なぜ具体的な事例を明らかにすることが「今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼす」こととなるのか。当方としては、その論理的連関性が理解できないところ、外務省がその様に考える論理を説明されたい。

七 例えば昨年一月四日に提出した質問主意書（質問第三七三号）において、米国オレゴン州が公式に開設している自動車運転免許取得方法を記載したHPの韓国語版に、「独島（竹島）は韓国領土」等と記された車のイラストなどが掲載されていたことを取り上げ、外務省も同月十五日に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一六八第三七三号）で、右の問題に対する同省の対応等について説明している。右の問題は、まさに六の「竹島に関する不適切な表記等」の具体的事例の一つであると考えるが、なぜ外務省は先の質問主意書における当方の質問に対して、「政府答弁書」において右の問題を挙げなかったのか。

右質問する。